

(一八四二)
天保十三年十二月 邑楽郡藤川村の機織り奉公人請状

(C)

機織り奉公人請状之事

代金七両壹分也

一此まさたしかと申者たしか慥成ル者ニ付、我等請人ニ罷立、「貴殿方江壹ケ年反織たんおり御奉公ニ相定申候、「身代金として金七両壹分、慥ニ受取り申候所「実正じつしようニ御座候、木綿（織）しほ金壹両ニ付、四拾四反之割合ヲ以織出し、壹ケ月ニ拾貳反ツ、差上可もつて申候、「御奉公之内御氣入り不レ申候ハズ、人代ひとがわり成りとも、「金子ニ而茂相立可レ申候、万このものとり一此者取逃このものとり欠落仕候ハズ、「我等とも罷出、その雜物ざうもつは不ニ申及、たづね出し、「急度埒明あちあけ、貴殿方へ少茂御苦勞相掛ケ申間鋪候

一御公儀様御法度之儀者及もうす不申ニ、御家之御作法そむき相背申間鋪候、もつとも、尤御氣ニ入候ハズ、此証文ヲ以、何ケ年も「御召遣可めしつかい被レ下候、為ニ後日之証文、仍而如レ件

天保十三年

当村

寅十二月日

人主

浅右衛門（印）

村

同

請人

重郎右衛門（印）

清左衛門殿